

かわさき市民活動ポータルサイト広告取扱要領

平成22年7月1日

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「この法人」という。）が運営する、かわさき市民活動ポータルサイト（以下「本サイト」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) バナー及びテキスト広告

本サイト内に表示される広告画像または文字で表現するもの。広告主の希望があった場合は、指定するホームページへのリンクを設定する。

(2) 広告掲載希望者

本サイトに広告料を負担してバナー及びテキスト広告の掲載を希望する事業者をいう。

(広告の種類)

第3条 本サイトに掲載する広告はバナー及びテキスト広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 本サイトに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、別に定める公益財団法人かわさき市民活動センター広告掲載基準の規定による。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) サイズは縦60ピクセル×横120ピクセルとする。

(2) 画像形式はGIF（アニメ可）、JPEG、PNGとする。

(3) 容量は4KB以内とする。

(4) 画像の代わりに、枠内でのテキスト表記も可とする。

2 前項に規定するもののほかは本サイト広告表現ガイドラインの規定を遵守するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載期間内にこの法人の都合で本サイトを一時閉鎖した場合、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

3 広告主の責に帰さない理由により、この法人が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日

数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の募集要項の作成)

第7条 広告の位置、広告の枠数、広告の掲載期間及び広告掲載料に関する広告募集要項を別に定める。

(広告掲載希望者等の募集)

第8条 広告掲載希望者等の募集は、本サイトなどの広報媒体を活用して広報し公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 本サイトへの広告掲載希望者は、かわさき市民活動ポータルサイト広告掲載申込書(第1号様式)を提出することにより申込みものとする。

2 この法人は、必要に応じて、前項の企業に関する資料を求めることができる。

3 前年度から継続する広告掲載希望者については、申込書の提出を割愛することができる。

(広告掲載の決定)

第10条 事務局長は、第4条の公益財団法人市民活動センター広告掲載基準にしたがい、広告掲載の可否を決定する。

2 事務局長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、かわさき市民活動ポータルサイト広告掲載承認通知書(第2号様式)又はかわさき市民活動ポータルサイト広告掲載不承認通知書(第3号様式)により前条の申込み者に通知する。

3 事務局長は、第7条により定める広告募集要項の枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位 川崎市出資法人又は川崎市指定管理者制度導入施設

(2) 第2順位 公社又は公団

(3) 第3順位 公益法人又はNPO法人及びそれに類するもの。

(4) 第4順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの。

(5) 第5順位 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの。

(6) 第6順位 その他私企業または自営業等

4 前項の規定によっても、枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告の掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載承認の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を記載したかわさき市民活動ポータルサイト広告掲載承諾書(第4号様式)をこの法人に提出する。

(広告の原稿等の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告の原稿を第4条及び第5条の規定に基づき作成し、原則としてこの法人が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、その月額単価について予定価格を定めるものとする。

2 広告主は、掲載の決定後広告掲載料をこの法人の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告内容等の変更)

第14条 この法人は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等がこの要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第15条 この法人は、次の各号に該当する場合には、予告なしに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページ内容等が、この要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、本サイトへの広告掲載が適切でないと事務局長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は自己の都合により、本サイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面によりこの法人に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日数による日割りとし、円未満は切り捨てた広告掲載料を返還するものとする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 第15条第2号から第5号の規定により広告掲載を取り消したとき、又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

る。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告主の届出義務)

第19条 広告主は、掲載中の広告の内容、デザイン及びリンク先ホームページアドレスを月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、第4条及び第5条の規定により広告原稿を作成し、変更しようとする月の前月の20日までにかわさき市民活動ポータルサイト広告掲載内容等の変更届出書(第5号様式)をこの法人に届出るものとする。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

かわさき市民活動ポータルサイト広告掲載申込書

平成 年 月 日

（あて先）公益財団法人かわさき市民活動センター理事長

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者または担当部局責任者の氏名）

かわさき市民活動ポータルサイトへの広告掲載を次のとおりに申し込みます。

広告掲載希望者等	所在地	〒 -		
	ふりがな 名 称			
	ふりがな 代表者役職名・氏名			
	ふりがな 担当者氏名			
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業 種				
掲載希望期間	平成 年 月から平成 年 月まで（ か月）			
掲載希望枠数	枠			
リンク先の URL（あれば）		ない		
広告の内容（バナー画像、テキスト原稿など内容案をご記入ください）				
	画像、原稿が既にある場合は、添付してお送りください。			
バナー画像の代替テキスト（ALT 属性）				
その他	<p>1. この申込書の広告の内容は、リンク先として指定するホームページの内容と相違ありません。</p> <p>2. 公益財団法人かわさき市民活動センター広告掲載要綱及び同基準並びにかわさき市民活動ポータルサイト広告取扱要領及びかわさき市民活動ポータルサイト広告表現ガイドラインを遵守します。</p>			

第2号様式（第10条）

SC市第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人かわさき市民活動センター
理事長 小倉 敬子

かわさき市民活動ポータルサイト広告掲載承認通知書

かわさき市民活動ポータルサイト広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	掲載します
掲載決定枠	枠
掲載期間	平成 年 月から平成 年 月まで（ か月）
掲載料	円（ 円× 枠× か月）

SC市第 号
年 月 日

様

公益財団法人かわさき市民活動センター
理事長 小倉 敬子

かわさき市民活動ポータルサイト広告掲載不承認通知書

かわさき市民活動ポータルサイト広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	掲載しません
理由	

収入
印紙

平成 年 月 日

かわさき市民活動ポータルサイト広告掲載承諾書

（あて先）公益財団法人かわさき市民活動センター理事長

かわさき市民活動ポータルサイト広告取扱要領に基づき、次の内容で広告を掲載することを承諾します。

広告掲載者 (承諾者)	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	ふりがな 代表者役職名・氏名			
	ふりがな 担当者氏名			
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業種				
掲載期間	平成 年 月から平成 年 月まで（ か月）			
掲載枠数	枠			
リンク先の URL (あれば)		ない		
リンク先ホームページの内容				
広告の内容 (バナー画像、テキスト原稿など内容案をご記入ください)				
バナー画像の代替テキスト (ALT 属性)				
広告掲載料	¥	- (@	円 × か月)	
広告料金納入期限	平成 年 月 日 ()			
バナー画像、テキスト原稿提出期限	平成 年 月 日 ()			

※ 収入印紙（200 円、承諾者負担）の貼付が必要です。